

ヘルパーステーション瀬名指定訪問介護・訪問介護相当サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恒仁会が開設するヘルパーステーション瀬名指定訪問介護・訪問介護相当サービス事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問介護・訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護・要支援又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護・訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、その利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行なうものとする。

2 業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション瀬名
- (2) 所在地 静岡市葵区瀬名4701番9（ケアハウス・レインボー瀬名1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行なうとともに、指定訪問介護・訪問介護相当サービスの提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護・訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、必要に応じ土曜日も営業する。
また、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 複合型

2 訪問介護相当サービスは、入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供する。訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、静岡市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割の額とする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護及び訪問介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね5キロメートル未満300円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね5キロメートル以上500円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。